

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 22) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 27)
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【延長】【共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ

			<p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成26年度 3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月迄の適用期間の延長）</p>
8	適用又は延長期間		2年間（平成31年度～平成32年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第26条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ</p> <p>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5</p> <p>生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1</p> <p>生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上</p> <p>80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上</p> <p>30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI</p>

			<p>設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。          また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																												
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>63,342</td> <td>73,705</td> <td>73,042</td> <td>72,384</td> <td>71,733</td> <td>71,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087														
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087																									
		② 適用額	<p>(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,901</td> <td>6,246</td> <td>6,190</td> <td>6,134</td> <td>6,079</td> <td>6,024</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024														
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024																									
		③ 減収額	<p>(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>825</td> <td>1,182</td> <td>1,171</td> <td>1,160</td> <td>1,150</td> <td>1,140</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>106</td> <td>152</td> <td>151</td> <td>150</td> <td>148</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>55</td> <td>87</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>85</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140	法人住民税	106	152	151	150	148	147	法人事業税	55	87	86	86	85	84
	平成27	28	29	30	31	32																									
法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140																									
法人住民税	106	152	151	150	148	147																									
法人事業税	55	87	86	86	85	84																									

## ④ 効果

## 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。

年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI	
20年	I	71	年間	26.0	年間	2	年間
	II	71.8	平均値	25.0	平均値	4	平均値
	III	71.9	70.8	26.1	25.0	5	5
	IV	68.4		22.9		9	
21年	I	64.8	年間	19.0	年間	18	年間
	II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値
	III	55.8	58.8	19.1	19.6	19	18.5
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間	21.2	年間	13	年間
	II	51.1	平均値	23.2	平均値	12	平均値
	III	55.1	53.1	24.7	23.6	9	10.5
	IV	55.2		25.2		8	
23年	I	52.8	年間	24.9	年間	7	年間
	II	53.8	平均値	22.8	平均値	8	平均値
	III	49.9	52.2	23.5	23.6	6	6.5
	IV	52.2		23.0		5	
24年	I	52.4	年間	25.0	年間	5	年間
	II	52.3	平均値	28.3	平均値	6	平均値
	III	54.0	52.9	29.1	27.7	6	5.8
	IV	52.9		28.2		6	
25年	I	53.7	年間	31.5	年間	6	年間
	II	55.6	平均値	33.0	平均値	5	平均値
	III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5
	IV	55.4		37.0		0	
26年	I	54.9	年間	37.7	年間	-1	年間
	II	54.8	平均値	35.9	平均値	0	平均値
	III	56.0	54.8	36.7	37.0	-1	-0.8
	IV	53.7		37.8		-1	
27年	I	55.4	年間	38.0	年間	-2	年間
	II	53.9	平均値	38.4	平均値	0	平均値
	III	54.7	55.0	38.6	38.5	-1	-1.0
	IV	55.9		39.1		-1	
28年	I	55.3	年間	37.6	年間	-2	年間
	II	56.4	平均値	38.8	平均値	-2	平均値

				III	55.1	55.4	39.9	39.1	-3	-2.5
				IV	54.9		40.1		-3	
29年			年間 平均値	I	55.3	年間 平均値	40.8	年間 平均値	-3	年間 平均値
				II	53.7		40.6		-5	
				III	53.3		40.4		-5	
				IV	54.8		40.3		-7	
30年				I	55.1		41.5		-7	

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。  
 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。

⑤ 税収減を是認する理由等  
 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。  
 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。

11 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等  
 現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。  
 加えて、本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。  
 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業

			の設備投資を着実に後押ししている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月